

就労移行支援事業所、就労継続支援A型・B型事業所における
在宅でのサービス提供について

1. 在宅利用の対象者

在宅でのサービス利用を希望する者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると津市（以下「本市」という。）が判断した人（以下「在宅利用者」という。）とします。

2. 在宅利用の流れ

- ①事業所から本市に連絡、相談等をいただいた上で、対象者、事業所の体制等を教えてください。
- ②在宅利用による支援効果があると本市が判断するためには、下記3の「滋賀県における在宅でのサービス提供に係る要件」や、事業所の体制の確認が必要です。【別紙2-1】及び【別紙2-2】（「就労移行支援事業所、就労継続支援A型・B型事業所における在宅利用申出書」）を速やかに作成・提出してください。
- ③本市の了承が出た場合は、事業所に本市から連絡致します。

3. 滋賀県における在宅でのサービス提供に係る要件

- ① 在宅利用者に対して、次の（ア）から（キ）までの要件のいずれにも該当する※場合に限り、報酬を算定する。

在宅で就労移行支援又は就労継続支援を提供する場合には、事前に運営規程において、在宅で実施する訓練内容及び支援内容を具体的に明記し、県へ変更届を提出しておくとともに、在宅で実施した訓練内容及び支援内容並びに訓練状況及び支援状況を市町又は県が求めた場合には提出できるようにしておくこと。

その際、訓練状況（在宅利用者が実際に訓練している状況）及び支援状況（在宅利用者に訓練課題に係る説明や質疑への対応、健康管理や求職活動に係る助言等）については、本人の同意を得るなど適切な手続きを経た上で、音声データ、動画ファイル又は静止画像等をセキュリティーが施された状態で保存し、市町又は県が求めた場合には個人情報に配慮した上で、提出できるようにしておくこと。

（ア）通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援が行われるとともに、常に在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保されていること。

（イ）在宅利用者の支援に当たり、1日2回は連絡、助言又は進捗状況の確認等のその他の支援が行われ、日報が作成されていること。また、作業活動、訓練等の内容又は在宅利用者の希望等に応じ、1日2回を超えた対応も行うこと。

- (ウ)緊急時の対応ができること。
- (エ)在宅利用者が作業活動、訓練等を行う上で疑義が生じた際の照会等に対し、随時、訪問や連絡による必要な支援が提供できる体制を確保すること。
- (オ)事業所職員による訪問、在宅利用者による通所又は電話・パソコン等のICT機器の活用により、評価等を1週間につき1回は行うこと。
- (カ)在宅利用者については、原則として月の利用日数のうち1日は事業所職員による訪問又は在宅利用者による通所により、在宅利用者の居宅又は事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。
- (キ)オが通所により行われ、あわせてカの評価等も行われた場合、カによる通所に置き換えて差し支えない。

※事業所において、利用者ごとに各要件の達成状況を整理し、**必ず記録しておくこと**。

② その他留意点

- (ア)在宅と通所に支援を組み合わせることも可能であること。
- (イ)利用者が希望する場合には、サテライトオフィスでのサービス利用等在宅でのサービス利用と類似する形態による支援を行うことも可能だが、その際にも①のAからキまでの要件をすべて満たす必要があること。

4. 【別紙2-1】及び【別紙2-2】の提出について

個別支援計画の作成時、見直し等で内容に変更が生じたとき等は、速やかに個別支援計画書の写し、【別紙2-1】及び【別紙2-2】を、本市に提出してください。

5. 請求について

- ①滋賀県国民健康保険団体連合会への請求は従来どおり行ってください。
- ②実績記録表の備考欄に、「通所」「在宅」等がわかるよう記入してください。

6. 留意事項

- ①報告書（日報）は利用者ごとに作成し、保管をしてください。（報告書の様式は問いませんが、別添の【参考様式】の内容を満たすものとします。）
- ②本取扱いの対象者は、本市において支給決定を行っている利用者に限ります。
- ③当該規定は「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について（平成19年4月2日 障発第0402001号）」を基に定めています。

〒520-8575 大津市御陵町 3-1 障害福祉課 事業所指定係・障害福祉係 Tel：077-528-2696・2726 Mail：otsu1408@city.otsu.lg.jp
